

交通遺児手当



© 所沢市

- 所沢市では、交通事故により保護者を失った交通遺児に対して、福祉の増進を図ることを目的とし、交通遺児手当を支給しています。

交通遺児とは：交通事故により、父母又はそのいずれかを失った方

申請できる方：義務教育終了以前の交通遺児の保護者で、現にその遺児と生計をともにし、世帯を同じくする方であって、所沢市内に住所を有する方

交通遺児手当：交通遺児一人につき、月額 5,000 円を支給
(年 2 回、半年分をまとめて 9 月及び 3 月に支給)

支給期間：市長が受給資格者と認定した日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで

申請方法：防犯交通安全課にて申請を受け付けています。

必要書類など：・所沢市交通遺児手当支給申請書
(防犯交通安全課窓口又は市ホームページにございます)
・交通事故証明書(写し可)
・死亡診断書の写し
・亡くなられた方の戸籍謄本
・申請する方が交通遺児を扶養していることがわかる書類
(保険証、ひとり親医療受給者証などの写し)
・所沢市支払金口座振替依頼書
(防犯交通安全課窓口又は市ホームページにございます)

【お問合せ先】

所沢市 市民部 防犯交通安全課

担当 森・増田

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

☎04-2998-9140(直通)

E-mail: a9140@city.tokorozawa.lg.jp

交通遺児奨学金



© 所沢市

- 所沢市では、交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、勉学心の高揚を図ることを目的として、交通遺児奨学金を支給しています

交通遺児とは：交通事故により、父母又はそのいずれかを失った方

申請できる方：新たに小学校、中学校、高等学校に入学した交通遺児で、
交通遺児の保護者が独力でその生計を維持しており、所沢
市内に住所を有する方

交通遺児奨学金：交通遺児一人につき、

小学校並びに中学校入学者…50,000 円

高等学校入学者…80,000 円

申請方法：防犯交通安全課窓口にて申請を受け付けています。

申請書類につきましては、防犯交通安全課までお問合せ下さい。

【お問合せ先】 所沢市 市民部 防犯交通安全課
担当 森・増田
〒359-8501 所沢市並木1-1-1
☎04-2998-9140（直通）
E-mail：a9140@city.tokorozawa.lg.jp

その他の交通遺児支援制度（詳細は各お問合せ先にご確認下さい）

○埼玉県交通安全対策協議会（事務局：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課）

お問合せ先： 048-825-2011

○公益財団法人 交通遺児等育成基金

お問合せ先： 03-5212-4511

0120-16-3611（フリーダイヤル）

○公益財団法人 交通遺児育英会

お問合せ先： 03-3556-0773（直通）

0120-521286（フリーダイヤル）

○独立行政法人 自動車事故対策機構ナスパ

お問合せ先： 0570-000-738（ナビダイヤル）

03-6853-8002（IP 電話からの場合）

※お問合わせの際にかかる通話料につきましては、一部ご自身の負担になる場合がございます。